

平成 29 年 7 月に発出された「いわゆるシーティング」疑義解釈を踏まえた
車椅子および車椅子シーティングに関する当財団の見解について

一般財団法人 日本車椅子シーティング財団

平成 29 年 7 月に厚生労働省保険局から発出された、いわゆる「シーティング」に関する疑義解釈の内容としては、以下の通りである。

Q) 理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、疾患別リハビリテーション料の算定が可能か。

A) 算定可能。この場合の「シーティング」とは、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない。

一方、平成 28 年 3 月 9 日、衆議院第一議員会館で開催された「シーティングで自立支援と介護軽減を実現する議員連盟」第 7 回会合（衆議院議員 野田聖子先生、佐藤章先生、赤枝恒雄先生、勝沼栄明先生、高橋ひなこ先生 出席）において、厚生労働省保険局通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の「(算定要件として) 実用歩行訓練・日常生活活動訓練が行われた患者であること。」について、「実用歩行訓練」は明記されているが、「車椅子操作訓練等の対応」が明記されていないことに対して質問した際、厚生労働省保険局より、「日常生活活動訓練に車椅子訓練が含まれている」旨の回答を得た。また、リハビリテーションの評価測定として「機能的自立度評価表(FIM)」を重視しているため、「修正自立」としての電動車椅子を含む車椅子も重視している旨述べられた。

これらを総合的に勘案し、当財団の見解を以下に述べる。

[総論]

- 「シーティング」については、加算ではない。
リハビリテーション・チームとして、対象者がシーティングを必要とする患者であると捉え診ていく。
- 病院でのシーティング対応のためには「車椅子等の用具」が不可欠だが、医療保険ではなく、障害者総合支援法もしくは自費レンタルで対応する。
障害者で、障害認定されれば、入院中であっても車椅子や座位保持装置の給付は可能

である。

一方、介護保険では、退院後に福祉用具レンタルとして対応することとなる。従って、入院中に、福祉用具レンタルを希望する場合には、自費での短期的レンタルで対応するしかない。

財団としては、今後、医療機関において、車椅子等関連機器が常備され容易に試用できるようにするため、何らかの診療報酬上の対応が必要であると考えている。

■ **理学療法士等と車椅子関連職種の連携が重要である。**

車椅子関連機器を扱うことから、義肢装具士、福祉用具専門相談員、リハビリテーションエンジニア等との連携が重要となる。

■ **電動車椅子、介助用車椅子、手動用車椅子等の選定・適合・訓練は、リハビリテーション料として、診療報酬上含まれていることが明確化された。**

実用歩行訓練に、杖、義肢装具等の選定・適合・訓練が含まれているのと同様に、車椅子の選定・適合・訓練は、日常生活活動訓練に含まれている。

[各論] (疑義解釈の用語解説)

1) **車椅子**

- 介助用車椅子や電動車椅子、リクライニング型やティルト型等のあらゆる種類・形状の車椅子を含む。

2) **姿勢保持**

- 狭義の体幹機能から応用となる座位保持機能に関連した動作を含む姿勢および姿勢変換を可能とする全体的概念であり、それらは褥瘡予防とも関連し、状態により座位以外の臥位や立位も含む。

3) **食事摂取等の日常生活動作の能力低下をきたした患者**

- 身体機能的に座位能力低下がある患者であって、食事姿勢や摂食、咀嚼、嚥下、動作としての上肢機能に能力低下をきたした者。
- 食事摂取には広義の栄養摂取が含まれ、その中には経口摂取以外の胃ろうなど、座位に関連した栄養摂取を含む。
- 座位能力低下に伴い日常生活動作能力が低下し、部分的介助から全介助を必要とする患者全般を指す。

4) **理学療法士等**

- リハビリテーション料を算定できる職種として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が挙げられる。

5) **座位保持装置**

- 障害者総合支援法に基づく補装具の種目の一つとして規定されているもの。

6) **褥瘡予防**

- 褥瘡がない状態における褥瘡予防のためのクッション等の選定や用具の調整、姿勢調

整等のほか、褥瘡がある状態であっても治癒を妨げないためのクッション等の選定や用具の調整、姿勢調整等を含む。

7) **体幹機能の評価**

- 脊柱の解剖学的評価、体幹筋力評価、バランス評価等医学的見地からの体幹機能評価

8) **座位保持機能の評価**

- 座位姿勢評価、座位能力分類やマット評価など基本座位保持機能評価のみならず、座位に関連した ADL(FIM)、QOL、摂食・咀嚼・嚥下機能、上下肢機能、褥瘡リスク、その他座位関連機能の評価を含む。

9) **体圧分散**

- 褥瘡予防や圧迫による痛みの軽減を目的としたものであり、クッションの選定・調整等、その他の方法によるものを含む。

10) **サポート**

- 体幹や四肢を支え安定させること。また、筋緊張が強い者の動きを抑え、筋緊張の緩和と同時に褥瘡発生を防止する役割も持つ。

11) **クッションや付属品**

- 障害者総合支援法に基づく補装具および介護保険法に基づく福祉用具等、座位保持関連機器・用具。

12) **選定や調整**

- 機器・用具の機能を理解したうえで、姿勢保持や褥瘡予防が可能なように、本人、介助者、環境等を勘案し、適切に使用できるものを選定し、調整するとともに、使用の際の指導も含む。

13) **単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる**

- 姿勢保持や褥瘡リスクの評価、適切な機器の選定や調整を行うことなく、例えば、いわゆる標準型車椅子やリクライニング型車椅子に、十分な褥瘡予防の機能を有するクッションを用いずに座位をとらせるような状況を指しているものであり、多くはざり落ちを防ぐためのベルト装着等、身体拘束を伴う。